

で原則週1回、継続して指導できる方📄9月2日～来年3月17日の毎水曜午後1時30分～4時30分【9月23日、10月14日、11月11日、12月16日・30日、2月17日、3月10日を除く。22日制】📄文化交流ひろば定30名程度(選考)📄2,750円

📄説明会
📄電話で地域振興課事業推進係へ
📄日程
📄場所など
7/8(水)・15(水) 文化交流ひろば
7/22(水) Zoomで視聴
※時間はいずれも13:30～14:30。
📄地域振興課事業推進係 ☎5984-1523

事業者向け

中小企業等従業員表彰候補者の推薦を
区内の中小企業などに長年勤務し、その発展に貢献した方をたたえるため、毎年、表彰を行っています。事業主は、表彰の対象となる方を推

薦してください。📄区内の同一事業所に10年以上勤務している方
※業種・事業規模に制限あり。▶**推薦方法**:区HPまたは経済課(区役所北庁舎2階)にある申込書を、8月7日(必着)までに経済課中小企業振興係☎5984-1483

ねりっこクラブを運営する事業者を募集

来年4月から早宮小、石神井小、大泉西小、泉新小でねりっこクラブを運営する事業者を募集します。事業者の選定は、プロポーザル(事業提案)方式で行います。区HPや子育て支援課(区役所本庁舎11階)にある募集要領をご覧ください。📄子育て支援課事業係☎5984-1078

小規模事業者のための生産性向上支援策を紹介します

📄8月5日(水)午後6時30分～8時📄ココネリ3階📄(独)中小企業基盤整備機構職員📄50名(先着順)📄7月

29日(水)までに練馬ビジネスサポートセンターHPまたは電話で同センター☎6757-2020

住まい・まちづくり

生産緑地地区の都市計画変更案がご覧になれます

意見のある方は意見書を提出できます。▶**縦覧・意見書提出の期限**:7月15日(水)▶**縦覧・意見書提出の方法**:区HPまたは都市計画課(区役所本庁舎16階)へ ※提出は郵送も可。※様式は自由です。📄都市計画課土地利用計画担当係☎5984-1544

お休みします

📄(豊玉リサイクルセンター☎5999-3196)…7月5日(日)午前9時～午後1時【受水槽清掃のため】 ※図書館豊玉受取窓口☎3992-1600も利用できません。📄(総合体育館☎3995-2805)…7月13日(月)～15日(水)【器具点検などのため】📄(勤労福祉会館☎3923-5511)…7月27日(月)【全館清掃のため】
①南田中敬老館②南田中児童館…
①8月1日(土)～来年3月下旬②9月1日(火)～来年3月下旬【改修工事のため】📄①区立施設運営係☎5984-1350②こども育成係☎5984-5827

国民健康保険に加入中の方

限度額適用認定証をご利用ください ～令和7年度の認定証の有効期限は7/31(金)～

「限度額適用認定証(以下、認定証)」を医療機関などに提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。 ※住民税非課税世帯の方には、入院時の食事代も減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。📄こくほ給付係☎5984-4553

対象	申請など
認定証をお持ちの住民税非課税世帯の70歳以上の方で、8年度も引き続き非課税世帯となる方	申請不要 7/21(火)以降に新しい認定証を送付します
・上記以外の方で、更新を希望する方 ・初めて交付を希望する方	要申請 詳しくは、お問い合わせください

※保険料が未納の方は、原則として交付できません。

「人工透析を必要とする慢性腎不全」特定疾病療養受療証を送付

国民健康保険に加入している70歳未満の方の世帯主宛てに、新しい受療証を7月14日(火)以降に送付します。

NEW 止水板の購入・設置費用を助成

📄問合せ 総合治水係☎5984-2074

浸水対策として、止水板の購入・設置費用を助成します。申し込み方法など詳しくは、購入・設置前に区HPをご覧ください。📄住宅・店舗・事務所などの所有者または使用者、マンションの管理組合など ※他にも要件があります。▶**助成額**:購入・設置費用の2分の1(上限100万円)



※画像はイメージです。

8月から 高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度は、所得に応じて月々の医療費の自己負担額に上限を設ける制度です。国は制度の持続可能性を高めるため、8月の診療分から高額療養費の自己負担限度額を見直します。

年間上限を新設します

長期療養者の経済的負担を軽減するため、年間の上限額を新設します。

📄問合せ 国民健康保険について……………こくほ給付係☎5984-4553
後期高齢者医療制度について…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519

69歳以下の方

負担割合	所得区分(※1)	判定基準(※2)	月額上限(※3)	年間上限(※4)
3割	ア	901万円超	27万300円+1%(※5) (14万100円)	168万円
	イ	600万円超～901万円以下	17万9100円+1%(※5) (9万3000円)	111万円
	ウ	210万円超～600万円以下	8万5800円+1%(※5) (4万4400円)	53万円
	エ	210万円以下	6万1500円 (4万4400円)	53万円
	オ	住民税非課税世帯	3万6900円 (2万4600円)	29万円

※1 ご自身の所得区分はマイナポータルなどで確認できます。
※2 国民健康保険加入者全員の前年の総所得金額などから住民税基礎控除額(43万円)を差し引いた金額の合計です(旧ただし書き所得)。
※3 ()内は診療月を含めた直近12カ月の間に高額療養費の支給が3回あった場合、4回目以降に適用される上限額です。
※4 8月～翌年7月までに支払った医療費の自己負担額を世帯ごとに合算し、上限超過分を高額療養費として支給します。
※5 月額上限に加えて、月額上限を超えた医療費の1%が負担となります。
※6 外来診療における個人ごとの自己負担額の月額上限です。()内は年間上限額です。8月～翌年7月の外来自己負担額を合算し、上限超過分を高額療養費として支給します。

70歳以上の方

対象	負担割合	所得区分(※1)	判定基準	月額上限(※3)	年間上限(※4)	外来特例(※6)	
ある現役並み以上の所得方	3割	現役並み所得	Ⅲ	住民税課税所得 690万円以上	27万300円+1%(※5) (14万100円)	168万円	
			Ⅱ	住民税課税所得 380万円以上	17万9100円+1%(※5) (9万3000円)	111万円	
			Ⅰ	住民税課税所得 145万円以上	8万5800円+1%(※5) (4万4400円)	53万円	
70～74歳の方	2割	非課税	一般	現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、 非課税Ⅰ・Ⅱの いずれにも該当しない世帯	6万1500円 (4万4400円)	53万円	2万2000円 (2万16000円)
			Ⅱ	住民税非課税世帯	2万5700円 (2万4600円)	29万円	1万1000円 (9万6000円)
			Ⅰ	住民税非課税世帯のうち、 所得が一定基準以下の世帯 (年金収入のみの場合、 個人ごと約82万円以下)	1万5700円	18万円	8,000円
75歳以上の方	1割	非課税	一般Ⅱ	現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、 区分Ⅰ・Ⅱのいずれにも 該当しない世帯	6万1500円 (4万4400円)	53万円	2万2000円 (2万16000円)
			一般Ⅰ	住民税非課税世帯	2万5700円 (2万4600円)	29万円	1万1000円 (9万6000円)
			区分Ⅱ	住民税非課税世帯	1万5700円	18万円	8,000円